

一般社団法人 さいしんコラボ産学官会則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人さいしんコラボ産学官と称する。

(所在)

第2条 本法人は主たる事務所を熊谷市に置き、事務局を埼玉縣信用金庫本部内に置く。

(目的)

第3条 大学、企業並びに公的研究機関等の参加による研究会（勉強会）活動が数多く立ち上げられるような環境を醸成する。

2 産学官連携による研究開発を促進し、新商品・新産業の創出により地域経済の活性化を図る。

(事業・活動)

第4条 本法人は前条の目的を達成するため、関係協力機関と連携し、次の事業および活動を行う。

- 1 全国の教育研究機関を核に、地域の企業および国・地方自治体の連携を推進するネットワークを支援する事業
- 2 産学官連携や知的財産に関する各種セミナー、研究会、講演会等の開催
- 3 産学官連携および知的財産に携わる人材育成や人材交流の支援
- 4 産学官連携による新規事業、ベンチャー企業等の支援
- 5 産学官連携および知的財産にかかわる情報収集と会員への発信
- 6 会員相互の協力や関係学会および関係組織との協力の奨励、助成および促進
- 7 ビジネス及び金融に関する助言及びコーディネート業務
- 8 ビジネスに関する調査・分析及びコーディネート業務
- 9 その他この法人の目的達成に必要な事業および活動

(会員)

第5条 本法人の会員は、本法人の目的に賛同し、かつ埼玉縣信用金庫の会員資格を有する個人または企業（団体）とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、所定の申込み書類の提出を行い、当法人の承認を得なければならない。

(会費等)

第7条 本法人の会費は次のとおりとする。会費は毎年4月に、口座振替の方法により徴収する。

なお、下期に入会した会員は会費の2分の1を納付するものとする。

会員 年額 金 10,000円

尚、年度途中の退会であっても会費は返金しないものとする。

(会員の権利)

第8条 会員は本法人主催の各種セミナー、研究会、講演会等の行事に参加することができる。

(協力教育研究機関・協力機関)

第9条 本法人の協力教育研究機関および協力機関は、次の各号の役割を担う。

- 2 協力教育研究機関は、知的財産に関する情報提供等を通じて本法人の活動を支援する。
- 3 協力機関は、本法人の活動について相互に協力し、地域産業の発展に寄与する。
- 4 協力教育研究機関および協力機関からは、会費を徴収しない。

(退会)

第10条 会員が退会する場合は、退会届を本法人事務局に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
 - (2) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
 - (3) 総会員が同意したとき。
 - (4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - (5) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が破産又は解散したとき。
 - (6) 除名されたとき。
 - (7) 反社会的勢力であることが判明したとき、または反社会的勢力と取引関係をもったとき。
 - (8) 法令違反又は社会問題等を引き起こし、当該会員資格の継続がこの法人又は会員相互の利益に反することとなったとき。
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし未履行の義務は免れることができない。
 - 3 この法人は、会員が資格を喪失しても既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(除名)

第12条 会員が次の各号に該当する場合は、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、当該会員総会の日から一週間前までに当該会員に対しその旨を通知し、かつ会員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損したとき。
- (3) 会員間の信頼関係を毀損したとき、その他会員としてふさわしくない言

動をなしたとき。

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは通知しなければならない。

(役員及びその任期等)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 代表理事 | 1名 |
| (2) 専務理事 | 1名 |
| (3) 理事 | 30名以内 |
| (4) 監事 | 1名以上 |

2 この法人に必要な応じて常務理事1名を置くことができる。

3 役員を選任及び解任は会員総会において行う。

4 埼玉縣信用金庫の役員及び職員は、理事の総数の3分の1を超えて選任されることはできない。

5 役員任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。補選役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第14条 前項の代表理事をもって一般法人法の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

2 代表理事は、法令及びこの定款に定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事及び常務理事は、別に定める職務権限規定によりこの法人の業務を分担執行する。

4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

(相談役・顧問とその任期等)

第15条 本法人に相談役及び顧問を置くことができる。相談役は、役員を退任した者で、本法人の発展に多大な功績のあった者の中から委嘱する。顧問は理事を退任した者又はこの法人の発展に多大な功績のあった者の中から委嘱する。

2 相談役及び顧問の委嘱及び解嘱は理事会において行う。

3 相談役及び顧問の任期は、2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

4 相談役及び顧問は代表理事の諮問に応えることができる。

(会議の種類)

第16条 会議は会員総会、理事会とする。

2 会員総会は、通常総会および臨時総会とする。

(会員総会)

第17条 会員総会は、全ての会員をもって構成され、その2分の1以上の出席に

より成立する。

2 前項の会員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(招集)

第18条 会員総会は代表理事が招集し、代表理事が総会の議長にあたる。

ただし、代表理事に支障あるときは専務理事が議長にあたる。

2 会員総会に出席できない会員は、その表決を他の会員に委任することができる。

ただし、白紙委任がなされたときは、議長への委任とみなす。

3 前項の場合は、その会員は出席したものとみなす。

4 通常総会は、毎年1回当法人の事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

5 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 会員の2分の1以上から付議事項を示した書面をもって開催請求があった場合。

(2) 監事が必要であると認め、代表理事に開催請求があった場合。

(決議)

第19条 会員総会の決議は、総会員の過半数の会員が出席し、出席した当該会員の過半数を持って行う。

2 会員総会は次の事項について決議する。

(1) 事業計画および予算の承認

(2) 事業報告および決算の承認

(3) 会則の改廃

(4) 理事及び監事の選任又は解任

(5) その他代表理事が必要と認めた事項

(6) 残余財産の処分

(7) その他法令で定められた事項

ただし、次の決議は総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の多数を持って行われなければならない。

(1) 会員の除名

(2) 定款の変更

(3) 監事の解任

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第20条 理事又は会員が会員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が会員の全員に対して会員総会に報告すべき事項を通知した場合に

において、その事項を会員総会に報告することを要しないことにつき、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の会員総会への報告があったものとみなす。

(理事会)

第22条 理事会は、全ての理事をもって構成し、その2分の1以上の出席により成立する。

- 2 理事会は、代表理事が招集する。
ただし、代表理事に事故あるときは専務理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、代表理事に事故があるときは、専務理事がこれにあたる。
- 4 理事会に出席できない理事は、その表決を他の理事に委任することができる。
ただし、白紙委任されたときは、議長への委任とみなす。
- 5 前項の場合は、その理事は出席したものとみなす。
- 6 理事会は、本法人の運営および総会の付議事項等を協議し、出席者の2分の1以上の賛成をもって議決する。
- 7 理事会は、年2回開催することを原則とする。
- 8 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 常勤の理事及び監事の報酬の決定
 - (4) 代表理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職
 - (5) 役員の一部免除
 - (6) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(事務局)

第23条 この法人の事務を処理するとともに、関係協力機関との連携を密にするため事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は代表理事が任免する。
- 4 事務局長は事務処理及び関係協力機関との連絡調整を行う。

(事業年度)

第24条 本法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成28年5月18日から施行する。